

第671回: 共同富裕 vs. 先富論

中国共産党は本年 8 月 31 日に開催した中央政治局会議で、「党の重要会議である第 19 期中央委員会第 6 回総会(6 中総会)を 11 月に北京で開催する」と発表した。

そして、それから 2 か月後の 10 月 18 日、国営新華社通信は中央政治局の声明として、6 中総会が 11 月 8-11 日に開催されると報じた。

一党独裁国家において、重要会議の開催時期は高度な機密事項に属する。最高指導部を選出する来秋の「第 20 期党大会」を控え、習近平総書記(国家主席)の長期政権化を睨んだ人事を巡り、主流派と反主流派との間で調整(妥協)すべき事項が、ある程度片付くまでは、開催時期が公表できなかったようだ。

約 1 億人の党員を擁する中国共産党だが、党大会と、党大会で選出される中央委員会との関係は複雑だ。5 年に 1 度開催され、2000 人強の全国代表が参加する「全国代表大会」が企業の【株主総会】のようなものだとなれば、約 370 名で構成され、(原則)年次開催の「中央委員会総会」は【取締役会】だ。そして、(原則)月次開催の「政治局会議」は【経営会議】と云えようか。以下はこれまでの習近平政権の歩みである。

2012 年秋、第 1 次習政権が発足。

- ◆ (前任)胡錦濤が(最期に)主宰する「第 17 期 7 中総会」が開催され、次期指導部の概要を内定。
- ◆ 7 中総会閉幕の 1 週間後に「中国共産党第 18 回全国代表大会」が開催、中央委員選挙が行われ、習近平、李克強を始めとする新中央委員(留任 or 新任)が選出される。
- ◆ その翌日、新中央委員により中国共産党第 18 期 1 中総会が開かれ、習近平指導部が誕生。

17 年秋、第 2 次習政権が発足

- ◆ 17 年秋、「第 18 期 7 中総会」が開催され、習近平続投が内定。
- ◆ 「中国共産党第 19 回全国代表大会」を経て、「第 19 期 1 中総会」で習第 2 次政権が発足。

22 年秋、第 3 次習政権の可能性は？

- ◆ 近年の共産党政権は「2 期 10 年」が大原則で、従来の慣行を踏襲すれば、習政権に「三選」はなく、来秋の「第 19 期 7 中総会」と「第 20 回全国大会」で現政権は任期を終え、翌日の第 20 期 1 中総会で新政権が誕生するはずだが、慮外千万、三選が実現しそうな雲行きだ。

習主席は 12 年に党のトップに就任すると、最初の数年は「反腐敗キャンペーン」に専念し、数多くの政敵排除に成功した。そして政権が安定したタイミングを見計らって権力基盤の拡大策に取り組み始め、16 年に党内で別格の地位を示す「核心」の地位を獲得、17 年には党規約に「習近平思想」を盛り込むことに成功、18 年には「国家主席の再任制限」を撤廃して、21 年には新たな「歴史決議」の審議が始まるなど、権限強化策を次々に打ち出している。指導者の重要な任務の中に、「後継者の育成」が含まれるのは当然のことだが、習主席はそんなことに全く興味や関心を示しておらず、どうやら辞める気配はさらさらなさそうだ。

異例の第 3 期入りを狙う習近平政権のスローガンは、最近すっかり有名になった「共同富裕」。この政策の目的は「格差の解消」だが、真の狙いは中国改革開放路線のパイオニア鄧小平が 1985 年頃に提唱した改革開放の基本原則＝「先富論」の否定(もしくは修正)にある。

習近平主席は、党の重要会議において、鄧小平の「先富論」を論破することにより、(前任者の胡錦濤や

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

江沢民はもとより)、鄧小平すら追い越して、「中国現代史の功労者は建国の父・毛沢東と、強国の推進者・習近平である」と国内外に宣言したい考えだ。

政治問題、特に指導者の人事は最後の最後まで行方が分からないものだが、習指導部は既に共同富裕を党と国家のスローガンに掲げることに成功しており、このスローガンに込められた深慮遠謀に留意すれば、「第3次習近平政権」と「先富論の打破」には、既にリーチが掛かっていると見てよいだろう。

習近平が進める経済政策が「米国流資本主義の是正」にあるのは、これまでの政策から見て間違いない。20年以降、習近平政権は、経済界に殴り込みを掛けるように、大胆な政策を次々に打ち出しており、足元の「恒大集団の破綻処理問題」のみならず、中国のEC最大手 Alibaba 傘下・アントグループの上場阻止、配車サービス大手 DiDi の米国上場に対する処罰、そして学習塾の実質禁止など、つい最近までこの世の春を謳歌していた起業家たちの心胆を寒からしめている。

習政権は、不動産税を導入するなど国家資本主義の手綱を引き締め、更には相続税の導入まで視野に入れるなど、富裕層がこれまで延々と蓄えてきた財産を強制的、合法的に掠め取り、貧民への配分を手厚くしようと狙っており、これら一連のポピュリズム政策は、習政権の人気を高め、一時的には中国政治経済の安定をもたらすことは間違いないだろう。

辣腕を振るう習指導部だが、彼らにも言い分はある。これまで不動産 IT、AI、EV、プラットフォーム産業等は、中国経済の成長ドライバーであるが故に、時の権力者や銀行筋などからスポイルされ、野放し状態となっていた側面もあった。習政権の巻き返しは、行き過ぎた民営化促進と、大幅な規制緩和、市場原理主義に対する奪権闘争で、野放し状態の是正と見れば「正しい政策」と云えなくもない。

問題はやり方だ。中国の未来は優秀な起業家たちの才能と情熱に掛かっており、共産党の一声で全てが決まったり否定されたりする強権政治は、長期的にはアントレプレナーシップの減退につながることになる。

習政権が否定しようとする鄧小平路線。彼は 85 年に「我々の政策は先に豊かになれる者たちを富ませ、落伍した者たちを助けること、富裕層が貧困層を援助することを一つの義務にすることだ」と発言し、「先富」を承認した。

でも鄧小平は 86 年にニュージーランドのロンギ首相と会談した時、「私の一貫した提案は一部の人々と地域を最初に富ませることだが、大原則は『共同富裕』にある。一部の地区の発展がより速くなれば、他の大部分の地域の発展も進み、これこそ共同富裕を達成するための近道だ」と明言している。

鄧小平は中国現代史の中で初めて「効率」を追求した人物だ。貧困の中国を一刻も早く豊かにするためには、社会主義国に「先富」の概念を導入することすら厭わない慧眼の士でもあった。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2021 年(令和 3 年)11 月 2 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。